

第14回協議会 8月12日(火)

場 所

一の宮町／就業改善センター

協議事項

○協議第三十九号 防災対策事業の取扱いについて(継続)

前回阿蘇町の委員から質問のあった交通災害共済制度について、団体の性格や事務量等について事務局から説明の上、原案どおり承認されました。

○協議第四十四号 環境対策事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

なお、一の宮町の野生動物植物の保護に関する条例の中身についても、環境保全条例の制定の中で検討していくことを報告しました。

○協議第四十五号 農林水産関係事業の取扱いについて

産山村の委員から農業関連施設の収支の把握を明確にして欲しいという要望が出され、収支状況に関する資料を提出し、施設については案のとおり取り扱うことを確認しました。

また、中山間地域等直接支払制度について、各町村の支払制度が異なっており、地域性を考慮した調整な

ど専門部会で十分検討するよう意見が出され、専門部会としては、従来どおりの旧町村ごとの枠で、各町村それぞれの配分方法で引継ぎたいと考えていること、国の要綱がまだ出されていないということで、国の動きを踏まえながら具体的には作成したいということを確認し、了承されました。

波野村の委員から、県境の農地について県外部分の保全施策の手助けができないかとの要望があり、事務局から法律の制限もあり、制度によって取扱いが異なるが、部会としても最大限配慮しながら進めていくことを確認しました。

以上の点を踏まえた上で、原案どおり承認されました。

○協議第四十六号 商工観光関係事業の取扱いについて

阿蘇町の委員から、工場誘致等の新たな制度の検討の中で、今後サービスマも大きなウエイトを占めるため、業種の拡大と条件の緩和を制度に盛り込んで欲しいという要望や、観光協会の法人化にむけた取り組みについての協力依頼があり、今後の協議の中でご意見を十分尊重させていただくことを確認しました。

産山村の委員から観光関連施設の収支状況を調査し協議して欲しいという意見が出され、収支状況に関する資料を提出し、施設については案のとおり取り扱うことを確認しました。

以上のことを踏まえ、原案どおり承認されました。

○協議第四十七号 法定協議会への移行時期について

法定協議会への移行時期については、できるだけ早く設置をという意見も出されましたが、現在小委員会に付託されている役場の位置や議員定数の問題、部会で検討している新市の財政シミュレーションや、新市の建設計画などについて、ある程度見極めたいとの意見が多く、継続協議となりました。

なお、これらの重要事項については、できるだけ早く提案できるように小委員会や事務局において検討を進めていくことで了解されました。

提案事項

○協議第十号(継続) 国民健康保険の取扱いについて

○協議第二十八号(継続) 保育事業の取扱いについて

①介護保険事業の取扱いについて

②保健衛生関係事業の取扱いについて

③児童福祉事業の取扱いについて
以上、次回協議予定の五項目について事務局から事前説明を行います。

その他

○阿蘇町区長会からの要望書の件について

前回の協議会で報告された阿蘇町区長会からの要望書の件について、阿蘇町の松永委員から「阿蘇町としても取扱いについて、合併特別委員会、議会議員協議会を再三再四開催しました。それを踏まえ、区長会との話し合いも三回程度実施しました。

その結果、区長会の要望趣旨又は本議会の決定に至った理由、双方どちらの考え方も間違っていないことを認識しました。皆様方も各委員におかれましても、そのことについては同感ではなからうかと判断いたしました。

しかし、本協議会は4町村合議制をもって意見集約し決定事項を決めていることを考えれば、これから先の本議会の権威、会議運営に大きな問題を残すことになり、ひいては合併そのものの成否までも影響を及ぼ